

# お忘れなく！市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談受付期間は、2月18日(月)から3月17日(月)までの1か月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。申告相談は、支所ごとに15ページから17ページの日程表のとおり実施します。

申告会場は、昨年から本庁・支所ともにそれぞれ1か所となっています。お間違いないようご注意ください。

## 申告が必要となる人

- 次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。
- 平成20年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成19年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をされていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人

● サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人

※ 所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

また、次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

## 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成19年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、① 給与の収入が2,000

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」もしくは「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの

## お気を付けてください

◇ 源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。

申告相談受付期間

**2/18**月 **3/17**月

- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄付金控除などを受ける人は支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は販売証明書
- 住宅借入金特別控除を受ける人は、登記簿謄本または抄本、売買契約書または工事請負契約書の写し、住民票の写し、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など

## お願い

- ① 医療費控除のある人は、領収書などを、個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ② 農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成していない方、また、医療費控除を受けられる人で集計していない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかります。あらかじめ、ご了承ください。
- ③ 各地区の割当日に申告していただくよう、ご協力をお願いします。

## 税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付は2月18日(月)からですが、還付を受けるための申告書については、1月から提出することができます。

申告書などは、自分で書いて郵送または、国税電子申告・納税システム(e-Tax)で、お早めに提出していただくようお願いいたします。

- ④ 申告者が集中した場合は、会場でお待ちいただくことがあります。
- ⑤ 税務署から申告書が送付されている場合は、忘れずにご持参ください。
- 問い合わせ  
税務課市民税係  
☎0824-73-1146  
各支所税務担当係(連絡先は、各日程表の下部に記載)  
庄原税務署  
☎0824-72-1001

## 平成20年度 市・県民税申告相談受付日程表

庄原地域			
月日	場所	午前(受付 8時30分～11時30分)	午後(受付 13時～16時30分)
2/18(月)	市役所 2階会議室	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
19(火)		本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
20(水)		本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田
21(木)		川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
22(金)		川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
25(月)		実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
26(火)		高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
27(水)		高町のうち 貝六、小用町	川西町
28(木)		殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
29(金)		木戸町	高茂町 水越町
3/3(月)		山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
4(火)		戸郷町 中本町一丁目	市 町 田原町
5(水)		宮内町	板橋町
6(木)		新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
7(金)		上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
10(月)		七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本 町
11(火)		川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町
12(水)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町 東本町四丁目	
13(木)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目	
14(金)		予備日	
17(月)		予備日	

① 申告会場は、市役所本庁2階会議室です。(自治振興センターでの申告相談は行いません。)

② 今年度も、「市民税・県民税申告書」は送付していませんが、「申告が必要となる人」に該当する人は、申告をお願いします。(郵送による申告を希望する場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書を用意しています。)

■ 問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146

平成20年度 市・県民税申告相談受付日程表

Table with columns for Date, Location, and Reception Time for three regions: 総領地域 (Total Region), 比和地域 (Hiwa Region), and 高野地域 (Takano Region). It lists specific dates from 2/18 to 3/17 and corresponding locations and times.

平成20年度 市・県民税申告相談受付日程表

Table with columns for Date, Location, and Reception Time for three regions: 口和地域 (Kuwahara Region), 東城地域 (Tojo Region), and 西城地域 (Seihei Region). It lists specific dates from 2/18 to 3/17 and corresponding locations and times.

総領
①申告会場は、総領支所2階会議室のみです。(自治振興会館での申告相談は行いません)
②2月25日(月)から3月5日(水)までは、地域指定をしています。
指定日に申告できない方は、全域を対象としている期間のうち都合の良い日に申告をしてください。

比和
①簡易申告日【2月21日(木)】は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をする方の相談日です。
②今年から税務署による出張相談日が多くなりました。土地・建物等や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。

高野
今年から税務署による出張相談日が多くなりました。土地・建物等や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。

口和
申告会場は、ヒューマンライツ第2会議室のみです。
土地・建物等や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。

東城
①2月20日(水)から2月22日(金)までは、庄原税務署の出張相談日です。
土地・建物等や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(一年目)のある方は、対象地域にかかわらず、お越しください。
②3月14日(金)、3月17日(月)は、原則、申告書などを再提出する人を対象とします。

西城
①簡易申告日【2月22日(金)と3月6日(木)】は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をする方の相談日です。
②今年から税務署による出張相談日が多くなりました。土地・建物等や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。